

農林水産省告示第 1650 号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（フェリムゾン）（案）についての意見・情報の募集に寄せられた意見・情報の概要及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	農家の方たちが知らないので反対です	我が国は温暖で湿潤な気象条件であり、病害虫が発生しやすいことから、国内で農産物を安定して生産するためには、必要な範囲で農薬を使用できるようにしておくことが重要であると考えています。 また、農薬については、その使用に際して、消費者、農薬使用者及び環境生物の安全が確保されていることが最も重要です。 農林水産省は、全ての関係府省による審議の結果、使用基準に従って使用すれば安全であると判断できる農薬に限り、農薬取締法に基づき登録しています。なお、登録に当たっては、農林水産省及び関係府省に設置される外部有識者で構成される審議会等において最新の科学的知見に基づき、安全性評価等の審議が行われています。また、都道府県等と連携し、農薬使用者に対する適正使用に係る指導を行うことで、農薬の安全を確保しています。 今回御意見の募集対象とさせていただいた「フェリムゾン農薬使用者安全評価書」においては、各毒性試験で得られた無毒性量を基に、種差及び個人差を考慮した安全係数で除して、農薬使用者暴露許容量（AOEL）及び急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を設定しております。申請された使用方法どおりに使用された場合、農薬使用者の推計暴露量は、AOEL 及び AAOEL を超えないことを確認しており、農薬使用者の安全は担保され则认为しています。
2	新薬の許可に反対します。そもそも残留農薬の基準緩和に反対しています。環境破壊につながっている事も報道されています。そんな時に新薬デビューは如何に事かと思います。	
3	反対です	

※寄せられた御意見をそのまま掲載しています。